

No. 72

千代田区報

昭和34年7月25日

千代田区役所

発行

九段33局 0151
8531

毎月1回



納涼おどり

お盆の四日間、靖国神社で「みたま祭」が行われたが、区では恒例による「千代田区踊りの夕べ」を催した。景気のいい大鼓の音につれられてか、参拝客も多数入り交つて、大村銅像の舞台を中心に踊りの輪は四重にも五重にもなり、それをかこむ見物とで迷子もでるにぎわいだつた。



本会議

七月十四日午後一時議事堂

第二回定例会

七月二十日午後一時議事堂

第二回定例会継続会

各派正副幹事長会

七月十三日午後一時議長室

第二回定例会議事運営について

常任委員長会

七月十四日日本会議終了後、議長室、議案審査日程について

総務委員会

七月十七日午前十時会議室

付託議案審査について

七月二十日午後七時会議室

付託議案審査について

商厚委員会

七月十七日午前十一時議員控室

商工振興について、その他

建設委員会

七月十七日午後二時、議員控室

付託議案審査について

文教委員会

七月六、七、八の三日間午前九

時より区立小、中学校視察

第二回区議定例会十四日招集

追加予算案ならびに七案件可決

本年第二回区議定例会が七月十四日午後一時より、区議会議事堂で開かれた。提出議案は本年度歳入歳出追加予算九千八百五万余円、外六件で内訳次のとおり。なお二十日まで継続審議され提出議案全部が可決された。

七月十四日 日程第一 議案第三十四号、同第三十五号、同第三十六号、同第三十七号、同第四十号を各委員会に附託された。

日程第二 議案第三十九号 寄附金受領の件

区立一橋中学校PTA会長柴田直氏から、本年度学校施設および備品充実の費用として金五十万円也の寄附願いがあつたもの

日程第三 報告第十号 寄附受領の件

錦華学園児童保護会長戸田武雄氏から、錦華小学校備品（講演台見積価格三万五千元）として寄附願いがあつたもの。

七月二十日継続会

日程第一 議案第三十四号 区議会等の審理、喚問、聴問等に出頭した者ならびに公聴会に参加した者の実費弁償に関する条例

公職選挙法の改正に伴い、選挙管理委員会が必要により選挙人その他の関係人の出頭を求めた場合に基

き出頭した者と同様、条例をもつて、実費の弁償方法を定めなければならないので、従来の条例を廃止、新たに制定するため。

日程第二 議案第三十五号 千代田区生業資金貸付条例の一部を改正する条例

本区生業資金の貸付利息「日歩二銭五厘」を「日歩一銭」に「延滞元金百円につき一日五銭の割合」を「延滞元金について日歩三銭の割合」に改正。実施八月一日

日程第三 議案第三十六号 区立仙石荘設置ならびに使用条例

区民及び区関係者の厚生施設ならびに区立学校児童生徒の校外教育施設として、去る六月より工事に着手していた処、来月中には工事が完成し、八月下旬には開所が出来る見込がたつたので、区立仙石荘を設置、使用するため。

日程第四 議案第三十七号 土地取得について

区立仙石荘建設用地として取得するため、

一、取得土地
所在神奈川県足柄下郡箱根町仙石原字イタリ一四四五ノ六三一

種別 牧場
坪数 五十一坪余

二、取得金額 十三万四千余円

三、売渡人箱根温泉供給株式会社

日程第五 議案第三十八号 児童遊園地売買契約締結について

一、契約土地
所在 神田佐久間町一ノ十一番地先

種別 鉄道用地
坪数 二百三十三坪余

二、契約金額 一千三百九十九千余円

三、契約の相手方 日本国有鉄道

日程第六 議案第四十号 歳入歳出追加予算、歳入歳出共に合計九千八百五十五千余円

主なる歳出は次のとおり。

◇箱根厚生施設費 区立仙石荘の第二期増築分七十五坪工事費土地五十一坪購入費追加、造園費、登記、電話賃権その他の増額分四百四十三万一千余円、初度調弁備品費外追加三十五万九千余円、運営費百四十五万七千余円

◇庁舎議事室増築費 庁舎を屋上に九十五坪増築するための費用七百八十七万六千余円、議事室十坪増築費八十万円

◇前三役退職手当 区長百九十二万円、助役百二十四万円、収入役百三十二万五千七百七十円

◇堀さく道路復旧費 丸の内駐車場、地下鉄工事、東京電力その他が道路を堀りおこした所をもと通りに復旧する工事費五千六百三十四万六千余円（収入見込は同額）

◇秋葉原児童遊園地購入費 一千三百六十四千余円、美倉橋、左右衛門橋、柳森児童遊園新設費百一十一万八千円

◇鍛冶橋詰所移転費 道路工事のために工事用材料等をおくためにあつた詰所を常盤橋公園に移す費用七十万円

◇教育費 九段中家庭科教室四十坪新設三百万円、一橋中図工室、更衣室、校庭手洗場改築のため八十一万円、練成中更衣室プール外壁金網改築五十四万四千余円、今川中便所改築三十五万五千余円、小校舎内部塗装六十九万三千余円、九段小プール金網新設費五十万円、富士見小給食室改築百五十万円、七生自然学園管理室改築造園整地費七十五万四千円、練成中産業教育指定校補助費九十八万円、箱根林間学校校舎使用料布団借料十一万九千円、神竜小ピアノ購入費二十万円その他経費六十二万四千余円

追加日程第一 千代田区選挙管理委員会委員ならびに補充員選挙

委員会選挙の結果、投票数三十四票

直江甲子三郎 久保田 重勝

金丸 孝義 関根 欣三

補充員選挙結果
坂井 新平 針谷 周平
五十嵐 惣一 荻村 弥一郎

区議会役員改選

昭和卅四年度千代田区議会役員次のとおり改選された。

議長 石和田 鶴
副議長 手島 章

（◎）印委員長 ○印副委員長
総務委員会（八名）

◎柴田 直、◎遠藤 緑、中西三洋、金子りつ、榎本福太郎、北村隆義、小林兵庫、寺崎松太郎

商厚委員会（八名）
◎蓮見精司、◎宮本クニ、佐藤一、持田光太郎、栗林松平、中川孝夫、木内友三、石川 浩

建設委員会（八名）
◎久松 茂、◎寺田 勲、渥美源五郎、山本丑松、石川 積、土師野幸一、磯野多三郎、札川吉之助

文教委員会（十名）
◎宇都宮富平、◎小沢寅造、石浜賢明、竹島榮一、藤井芳郎、中村要松、藤川豊次郎、高嶋象山、小沢清治、川俣光勝

東京都区制調査特別委員会
理事長榎本福太郎、副理事長山本丑松、理事遠藤緑、同竹島榮一、同小林兵庫、同高嶋象山、同土師野幸一、同木内友三、同柴田直

監査委員
議員の中から選任する監査委員
中川孝夫

学識経験を有する者の中から選任する監査委員 遠山景光

国民年金について

お知らせ

国民年金制度は老令、廢疾、又は死亡によつて国民生活の安定がそこなわれることを、国民の共同連帶によつて防止することを目的とします。

従来は一定の条件を備えた勤め人のみを対象としていましたが、こ

れは中小企業者等の自営業者、零細企業の使用人等を含む、全国民に及んでいることです。

又これは積立式による拠出制年金を基本としています。その補足として、本年十一月日から特例法による無拠出の福祉年金が支給されることになりました。

それは(1)老令 (2)障害 (3)母子の三福祉年金です。

その概要は次の通りです。

その概要は次の通りです。

区分	老令	障害	害	母	子
一、基本権 （一）日本国民であること （二）国内に住所を有すること （三）昭和三十四年一月一日現在七十才以上の人は、一	（一）同 （二）昭和三十四年一月一日以前に十一才以上、二十才以下で癒った人	（一）昭和三十四年一月一日以前に十一才以上、二十才以下で癒った人	（一）昭和三十四年一月一日以前に十一才以上、二十才以下で癒った人	（一）夫の死亡当時、生存していた者 （二）妻の扶養義務を負つた者 （三）子の教育上、現に養育し	（一）夫の死亡当時、生存していた者 （二）妻の扶養義務を負つた者 （三）子の教育上、現に養育し
二、支給を受ける期間 （一）公的年金を受けている期間以上 （二）昭和三十四年四月迄	（一）公的年金を受けている期間以上 （二）昭和三十四年四月迄	（一）公的年金を受けている期間以上 （二）昭和三十四年四月迄	（一）公的年金を受けている期間以上 （二）昭和三十四年四月迄	（一）公的年金を受けている期間以上 （二）昭和三十四年四月迄	（一）公的年金を受けている期間以上 （二）昭和三十四年四月迄
三、年金額 一二、〇〇〇円	一八、〇〇〇円	一二、〇〇〇円	一二、〇〇〇円	一二、〇〇〇円	一二、〇〇〇円
四、支給日 昭和三十三年三月以降	同上	同上	同上	同上	同上

右区分の説明は何れも基本的なもので、この外に色々と細目が決められています。詳しいことは区民課保護係二階（16番）で取扱っていますので、御問合せ下さい。

戸籍について

千代田区内に本籍のある者は、二十一万百三十二人で、戸籍の数は六万二千三百二十二あります。

戸籍法が昭和二十三年に改正されて、戸籍は戸主を中心として祖父、母や孫と一譜に作られていたものが、新法では夫婦を中心に親と子だけで一つの戸籍を作るようになりました。

戸籍法が改正されても直ちに全部の戸籍を新法の戸籍に書き替へることはできないので、国は十年間自然に改めるのを待つことにしました。それで一昨年調査をしました。戸籍の大半が新法の形体になりましたが、千代田区にも旧法形体の戸籍がいくらか残っておりまして。区は、この残っている戸籍を昨年四月から改製をしておきましたところ、本年八月中にはこの改製を終ります。これで本区の戸籍は全部新しい戸籍の形体となります。

一つの戸籍は、親と子で作られています。子は成年に達すると本人の希望で分籍することができ

戸籍には、人の能力や親族、婚姻に係る重要な身分事項が登録されているものですから、すべてその事実と一致しておかなければなりません。婚姻や養子縁組をした場合は、直ちに届けておかないと法律上思わぬ不利をこうむることがありますから注意いたしましょう。これ以外のところと戸籍のまじりておかれないことがありまして、区役所の戸籍課（一階9番）で相談して下さい。

国民健康保険の申告について
異動には必ず届出を

国民健康保険協力員の方々の非常なる御努力と、区民皆様方の御協力によりまして、国民健康保険申告事務は予定の通り完了いたしました。厚く御礼申し上げます。

国民健康保険の異動

一昨年の実態調査に較べますと対象世帯が相当減っていますが、これは二十三区共通の現象でありまして、業種別の健康保険組合や、景気の向上によりまして政府管掌の健康保険

にそれぞれ新たに加した方々があつたからだと思われまふ。

尙調査は実施期日迄継続しますから、転出入等異動の際、又は他の健康保険に加したり、或いは脱退した時は、必ず出張所にお届け下さい。この手続きが充分でありませんと、被保険者証（これでお医者さんの診療を受けます）をお渡しするときに、間違ひが起きまして、皆様に迷惑をお掛けすることにもなりますから、御協力を願ひます。

区分	世帯	人口
国保対象者	九、三九九	三三、七三五
〃 非対象者	一五、一二五	七五、八四〇
調査不能分	六二九	一、八八五
計	二五、一五三	一一、四六〇

人事異動

(カツコ内前職)

- △七月一日付
 総務課長主事高橋銑一
 （財務課長）
 財務課長主事石川五郎
 （衛生局千住保健所衛生課長）
 土木課長技師高松祐三郎
 （建設局道路管理部長管理第二課
 道路用地調査係長）
 △七月二十二日付
 仙石荘所長主事松山隆則
 （稅務課稅第一係長）
 稅務課課稅仲泰平
 第二係長主事
 同課課稅第一係長を兼務

千代田区の人口 (7月1日現在)

		前	月	本	月	差 增	引 減
世帶數		26,083		26,027		—	56
人 口	男	69,686		69,712		26	—
	女	52,748		52,599		—	149
	計	122,434		122,311		—	123

箱根厚生施設

区立仙石荘開所近づく

五月二十五日付広報紙上で神奈川県箱根町仙石原に区立厚生施設の計画をお知らせいたしました。その後雨のためになやまされながらも、八月二十日前後には第一期工事分、第二期工事分併せて総延仙石荘使用料及び食費

使用区分	使用料(税を含む)	食費	備考
宿 泊	一人一泊二〇〇円以内	(朝、夕)	宿泊については未就学の者は半額
休 憩	一人一回一〇〇円以内	二〇〇円以内	三才未満は無料

佐久間小 プールが完成

7月30日竣工式

佐久間小学校プールがこのほど完成。同校プールは六月二十日工事に着手し幅八メートル長さ二十メートル深さ一メートルから一メートル五〇センチで総工費百九十二万五千円、このプールにはコーチ席がついている豪華なもので、同校の子供達は今から喜びとして毎日工事を見まもつていたが、いよいよこの七月三十日には完成、同日午前十時に竣工式が行われる。当日は日本水泳界の早大村山監督等一行が模範泳法を披露して、盛大にプール開きが催される予定。

学校工場等に対する新設

増設の制限について

首都圏の既成市街地に於ける工業等の制限に関する法律が、昭和卅四年四月一日より施行されることになりましたが、この法律の実施により、当千代田区も、工場、学

二七四坪余の工事が完成する見通しがついた。

温泉は箱根元湯に属し、豊富で、万病に効あり、なお附近は名所旧蹟もあり、静かな別天地です。交通は小田原駅からバスで約六十五分。仙石廻り湖尻行で温泉荘下車徒歩七分にて区立仙石荘に入ることで比較的交通便利な処です。

校等大規模の建物を新設ならびに増設するには、次の様な制限を受けることになりました。

一、目的 二十三区内の大規模な工場、大学その他、人口の増大をもたす原因となる施設の、新設を制限して既成市街地への産業及び人口の過度の集中を防止することを目的とする。

二、制限の対称となる施設

1. 工場で作業場の面積が千六百平方メートル以上の施設(特に定められた業種の工場は除く)

2. 学校教育法第一条に定められた大学で(主として夜間授業を行う大学は除く)で教室の面積が二千平方メートル以上の規模となる施設

3. 学校教育法第八十三条第一項の各種学校(主として夜間授業を行う各種学校は除く)で教室の面積が千平方メートル以上の規模となる施設

三、制限内容

1. 新設の場合

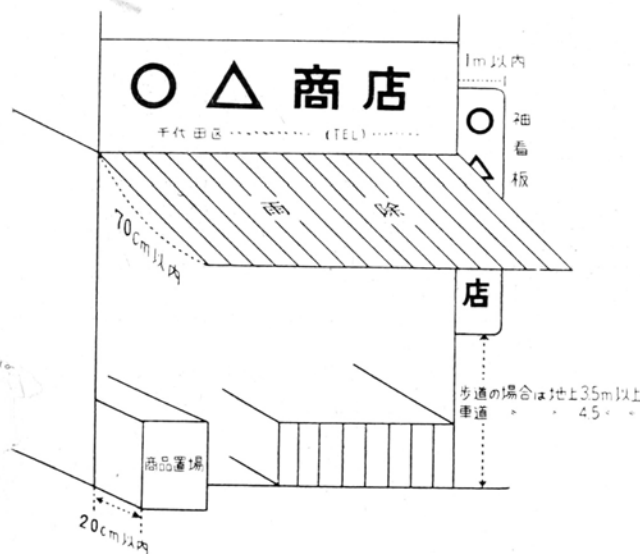
上記の制限対称施設を新設し、又は既存の施設を増築し、或は用途変更をして、規定の坪数以上の規模とすることは出来ない。(但し都知事の許可を受けた場合は、この限りではない)

2. 既設の場合
四月一日現在、既設の工場、大学、各種学校等で現在の規模が規定の坪数以上の規模迄に拡張、増築の計画見込のものは昭和卅四年九月末日までに現況の既設届を提出すること。届済のものについては、この法律の制限を受けることなく、増築することが出来る(建築基準法令関係の制限はある)。

袖看板 日除 商品置場などを

道路上に出すには届出が必要

日よけ、雨よけ、上空の袖看板、道路上に台を置いて商品を並べるなど、地上でも、上空でも、道路の上に突き出ているものについて、すべて区役所と警察の許可が必要だ。



これは道路法、東京都道路占用料徴収条例によつて道路を使用する方々の義務とされているもので許可の申請を怠ると道路上に飛び出した看板や日除などを撤去されることがあります。心当りの方は一日

も早く届出るようにして下さい。

届出の手続き

①まず千代田区役所の土木課(三階41番窓口)に備えてある申請用紙に必要な事項を書き入れて受付へ②次にそれぞれの所轄の警察署へおいでになつて、署長の許可を受けます。このとき手数料一件につき百円を要します。

③再び区役所の土木課で、料金(占用料)を支払つた上、許可書の交付を受けるのです。

許可の基準

許可される範囲は大体次の通り。

袖看板……地上より歩道は三メートル五十センチ以上。

車道は四メートル五十センチ以上の高さとし、路上へ飛び出す幅は一メートル以内です。

雨よけ……道路の幅によつて違いますが、大体四十五センチから七十センチ以内の出幅のものまで。

日よけ……歩車道の区別のある道路の歩道上に限り、高さ三メートル以上で歩道の幅いっぱいまで、但しこれは六月から十月までの五カ月間に限られる。

商品置場……道路へ出る部分は二十センチ以内で幅二メートル五十センチ以上の歩道上に限り、車道だけの道路は許可できない。

占用料金

袖看板 一平方メートル当り一カ月に付 一五〇円

日除、雨除 一平方メートル当り一カ月に付 一五〇円

商品置場 間口延長一メートル当り一カ月に付 三〇〇円